6月27日（12日目）

1. 会議並びに散会時該（自午前10時～至午後3時54分）

2. 応招議員は次のとおりである。
1番 伊保清安　2番 天久盛雄
3番 石川真六　4番 渡名喜庸仁
6番 瑞ケ覇朝村　7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘　9番 棚原憲信
10番 稲嶺正康　11番 安次富盛信
12番 大川昇　13番 知名朝司
14番 崎間正篤　15番 仲村春仁
16番 武島行男　17番 佐喜真弘
18番 比嘉義逆　19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎　21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。
5番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。
市長 島袋全一　助役 沢岻安一

総務課長 呉屋好永 財政課長 仲村春信
水道課長 仲村春盛 水道課係長 外間真一
水道課係長 金城健栄

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。
局長 ~~宮城光雄~~ 赤嶺健男
書記 島袋真由

8. 議事日程は次のとおりである。
日程第1. 議案第46号 1968年度宜野湾市水道事業会計予算について。

議長　出席16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より本日の会議を開きます。（午前10時）。

議長　暫休憩いたします。（午前10時1分）。

議長　再開いたします。（午前10時5分）。

議長　議案第46号 1968年度宜野湾市水道事業会計予算についてを議題といたします。本案につきましては、質疑の段階において継続審査になっておりましたので、引き続き質疑を願います。

議長　3番、12番、10番議員の出席を報告いたします。

議長　暫休憩いたします。（午前10時6分）。

議長　再開いたします。（午前10時13分）。

3番　1款1項3目の業務費36,966ドルの中に手数料として5,880ドル計上されております。説明付記欄には料金徴収委任数料となっております。これの説明をお願いいたします。

水道課長　この料金徴収委任手数料は現在の所集金人は委任の形でやっております。のでその経費でございます。

3番　市職員が集金といった様な係りの立場で料金徴収に当っていた訳けですが、これを廃止して、第三者との契約による処の委託制度で料金徴収に当るという訳けですね。現在までの集金係り取り扱いはどうなりますか。
その人達に委託制度に切り替えるという訳けですか。

市長　これは募集する訳けでございます。この現在の職員が希望があればその人にも差しつかえない訳けでありますが、希望がなかった場合には、その職員は職員としてそのまま使うことになります。

3番　その職員というのは勿論現在の集金係をさしますが、希望でなければ、それ以外いわゆる料金徴収以外の仕事に担当するということになりますか。

市長　そうなります。

3番　集金係として採用した集金人はそれ以外に何かお仕事がありますか。

市長　ございます。

3番　どういう仕事がありますか。

植田課長　お答えいたします。
滞納整理、ビル配布等があります。

3番　次年度の場合は、後1週間位いしかありませんが、7月1日からは基本計画5ヶ年の基本計画に基いて、しかも公営企業法に基づく企業に出発するんでありますが、仮りに従来通りの企業をどのまゝ進めて行くにしても、料金の徴収、その中にもっとも注意していかいのは、延滞金に対する徴収であります。今の話を聞いて見ますと、集金係は7月1日以降集金の仕事を希望しないときには、その外の仕事、例えば延滞の徴収、催督とか、という話しがありましたが、延滞金の徴収には、すべて必要な知識が必要であります。任意に払わない人に対して強制的に支払わすという業務でありますから、それには、どうしても最少限法的知識

が必要であります。現在その辺の職員に対する教育、指導という面がなされておりますが、水道課で貴方には延滞金徴収をやれといったって それは必要なる知識を最初に頭に入れこまなければやれといったってやる仕事ではありません。貴方々のたてなおし、この辺からも うかがわれますので 私は特にその辺を聞いている訳でございます。7月1日からのたてなおし作業に当りまして、1週間前に当る現時点において 何にか それなりの職員に対する再訓練 業務上 あるいは事務処理上等をやっておりますか。

水道課長　訓練という様なのは 別にやっておりませんが、私が入ってから、今までの説明を聞きました所から、本当に恥しい話しですが、現在の状態も説明が非常に難しいくらいであります。その件ですが滞納整理に重点をおいている訳けでありますが、条例にもあります通り督促の日から1ヶ月以内にこない場合には、我々としては、15日以内に督促状を出すと 始め日から数えますと 2ヶ月以内には 水道の給水停止出来る様に条例にありますが、現在の所は 2月1月項のものがあります。おそくても、

7月末頃までには、条例通り、実施しようと思って今はげましております。

3番　良く分りました。もうひとつは、順序をおってなすべき場合と、同時に平行してなすべき場合があります。順序をおってなすべき場合に、それを出さないで、一挙にあれも、これもやろうとした場合はどちらかも、目的を果せない場合があります。しかしながら、順序をおってやると同時に平行してやる場合があります。今の話しは料金督促その面に或は徴収面におけるところの必要な、まっ先きに条例、規則、規程この料金徴収あるいは、延滞金督促に関して、条例あるいは規則、規程で定められた色々の規程をきず、その人達にのみこますということ取り扱い上の処理等について、必要なことを相手に知らすということは、私がいわしめれば、1日1時間、2日あれば沢山です。ですから、あれも、これもやってから、やろうという考え方は、これは私にいわしめれば、7月1日からは、何人の手落もなく、今までの失敗を繰り返えさないために、あたり前通の事務処理方法に従ってやるといういきごみがあるならば、それにそなえて最少限必要な、この業務処理に当っての最少限必要な講習というめいもくでも言いし、

あるいは又おたがいの事務検討という名目でも言いし、名目はどちらかれもかまいません。今先申し上げました様に1月に1時間位で、2日あれば沢山です。そのようなことが、やっておかれないで、こういう風に、5,880ドル計上して委託しても実際にそれなりの効果的業績が現れるかどうか、繰り返えして言いたくはありませんが、今の調子だったら果して過去の汚めいを返上することが出来るかどうか、非常に疑問であります。水道部長はまだ入ってまもなく東も西もわからない様な立場であります。問題は上司であります。助役にお聞きしますが、公営企業法に基づいては、あくまで今以上に管理者の手に総べて移るからといった様な安易な考え方がないかどうか、完全に向こうが独立して、何人の手落もなくして運営が出来る様な状態にしてから公営企業法にのっとって仕事をさせるという風にしていかなければいかないと思いますが、どうですか。

助役　公営企業法に切り替えるのは、もっぱら従来の様に立派な運営をして行くための大きな目的がある訳けでございまして、これは当然従来通り、不備な点を今回総べてを改めて行くと、

3番　その考え方と、いきごみは非常に結構でございます。何にも、私、異存はありません。立派にやって行きたいということには、異存はありません。しかし立派にやって行くためには必要なことをやっているか、というか、私はここに重点をおいております。

助役　今の段階で申し上げますと、7月1日新しい機構も変りましたので、そのための今一応今日は係長も内定して、そして、年度内にというても、人員の配置を終る予定をしております。
これが終りますと、直ちにそういう面のこれは日々がせっぱくしておりまして一応これを終りまして、今後の料金徴収、委任の面につきましても、委託をするに当っても、我々は相当、研究をして来ております。最初は金融機関に全部委託する様に一応折衝いたしましたけれども、金融機関の方が集金をするということは、今の金融機関に対する金融検査部の指導方針にあるということで、集金人をおいてこれを委託することはできないと一応ことわられまして、そういう面も一応契約の条項とか、或は、料金をどの程度にもって行くかということに、つ

いては相当研究をしています。
それから水道料金の滞納の問題についてでございますが、現在は滞納については、条例通りの規定の処置は取っていないので、これを条例に基づいて徹底的にこれを知って、そしてなるべく本人が行って、特に徴収人とは別個にしまして、切るのは専門的に切るだけ、そして後は料金を窓口に持って来る様な式に持って来る様なふうに持って来たいと考えております。

3番　この委託手数料は先程の部長の説明で当局の計画が分る様にしますが、これは採用する場合には一定の基準を定めてから採用しますか。

3番　二度と同じ様なことが起った場合には無条件に三役は辞職すると、できますか。

助役　はい。

3番　はい。分りました。

16番　3目需要費の中の時間外勤務手当1,000時間組まであります。
たしか水道部は9名の増員だったと覚えておりますが、その9名の増員

しても尚それだけの事業が増大して
4分1位の事業量がふえて尚1,000
時間の時間外勤務手当ということに
なりますが。これについて御説明願い
ます。

水道課長　お答えします。この時間外勤務手当に
ついてでございますが。現在の所水
道会社からの給水が何にして、向こう
からの命令で夜間は毎日断水をい
いつけられている訳であります。これは
5月18日からでございますが。宿直の
場合つまり。パイプが故障して漏水
が出たり　これはあくまでも。臨時措置
として、宿直が責任をもっていた訳け
であります。それは何にかといいます
と。只当分の間、夜間は給水しな
いようにという命令がありましたので。
これが。現在の所は。半永久的な状
態になっております。それでこの開閉の
時間でございますが。只だ1ツのバル
ブで電気のスイッチ見たいに切れるもの
ではなくて。宜野湾市に37のバルブがあ
ります。これを回るには。1人の職員が
締めるだけで、約3時間かかります。
その件については。他市町村においても。対
策に頭を悩ましている様でありますが。
結局時間外勤務手当でやっている様
であります。これの時間がきまってば。

	なく、ここ当分の間となっております。
12番	ここ当分ということを 3ヶ月か、4ヶ月か。
水道課長	これが昨日のニュースによりますと、8月から給水するだろうと、はっきりした。何ヶ月続くかは今の所は分らない。
議長	暫休憩いたします。(午前10時36分)
議長	再開いたします。(午前10時37分)
12番	バルブの開閉を主に見ると これだけで5時間もかかる訳ですか。
水道課長	個人のバルブとは違いますので 27のバルブを回すには。
12番	現時点においては 何時から何時まで断水しておりますか。
水道課長	午後8時から 午前5時までとなっております。
12番	営業費用の中でも 500時間、計1,700時間ということになりますが それについて御説明願います。
議長	暫休憩いたします。(午前10時38分)

議長　再開いたします。（午前10時39分）

12番　67年度の水道の栓数に比べて68年度の栓数はどの位い多くなっておりますか。

水道課長　900栓の増を見込んでおります。

12番　67年度は何栓ですか。

水道課長　現在の給水栓数が6,300栓でこれに900栓を見込んで7,200栓を予想しております。

12番　そうします。事業分量からしましても、約6分の1ということになりますが、総人員からすれば約4分1ということになりますが、67年度も後わずかで終る訳けですが。67年度の大体でよろしいですが。時間外勤務は何時間位いありますか。

議長　暫休憩いたします。（午前10時40分）

議長　再開いたします。（午前10時42分）

水道課長　67年度で3,500時間であります。今度の計上は1,700時間であります。

すので、これだけでやって行けるかどうかと思っております。

12番　67年度においては、3,500の超勤があるというふうになっておりますが、68年度は約67年度の半分であります。これだけで出来るかどうか。

水道課長　先きも申し上げましたが、事業が進んで、条例通りの仕事が出来た、あかつきには、確かに、この時間も短縮できると思っております。

1番　予算案の2番目、資本的収入とそれと資本的支出との差額が39,485ドルとなっておりますが、これの補てんする財源として、当年度分損益勘定留保資金18,000ドル余、更に当年度分利益剰余金処分額17,485ドル、引継貯蔵品10,000で補てんする。この金額と当年度、例えば12,000ドル、17,485ドルについて説明を願います。

財務課長　資本的収入に対し、資本的支出が39,485ドルに対しましては、当年度分とは67年度でございます。そして当年度分損益勘定留保資金といますと、これは、減価償却の分12,000ドル

当年度分利益剰余金処分額17,485ドルにつきましては、63年度の決算予想一応20,700ドル見込みまして、引継貯蔵品と申しますと、5号線沿の給水工事をするために、現在約10,000ドル位の材料を貯蔵品を持っております。

1番　予算の3番目、未収金の51,611ドル未払金40,474ドル これの明細と、これの具体的説明 この未収金の次年度、公営企業になった場合の取り扱いについて、説明願います。

財務係長　説明いたします。この未収金の51,611ドルという金額につきましては、5月末現在の予算執行額を見込みまして給水収益未収、すなわち水道料金の算定の未収金が33,812ドルであります。未払金につきましては、これも、67年度の5月末現在の予算執行額を見込みをしまして6月末現在の事業費。

議長　暫休憩いたします。(午前10時5分)

議長　再開いたします。(午前10時51分)

3番　只今の未収金でありますが、この中

に企業債の未収額が16,800ドルですか。7月1日現在の貸借対照表の負債の部そこの企業債121,539ドルの内訳はいくつですか。企業債の数。

財務係長　お答えいたします。この121,539ドルにつきましては、3ッです。

3番　3ッの各金額を言って下さい。
それは後からで良いですから。3ッの残高とですね。その中に含まれている1ッが4月1日現在の企業債未収金の16,800ドルですね。これは残額ですね。4月1日現在の残額ですね。

財務係長　これは入っております。

3番　資産の部に51,611ドルありますね。これを3ッに分けて、給水収益に関する未収金38,411ドルという説明がありましたね。それにプラスして16,800ドルの企業債未収金を加えたものが51,611ドルでしょう。ですから、この16,800ドルの企業債の金額はいくらですか。

財務係長　58,300ドル。

3番　これは先きの3ッの中の企業債ですね。

財務係長　はい、そうです。

3番　現在6月でありますが、6月に入る予想はいくらですか。この企業債の中から。

財務係長　37,000ドル。

3番　相手はどこですか。

財務係長　政府の資金運用部です。

3番　全部3ッと。今の1ッは1番最終のは、いつですか。入ったのは23,800ドルの中1番最初に入ったのは何時ですか。

財務係長　この29日30日であります。

3番　政府との間に取りかわされた、何段階において宜野湾市が受け取りますか。これは7月において尚16,800ドル残高がある訳ですね。この16,800ドルは何時までに消費しますか。

財務係長　8月、9月までに。

議長　暫休憩いたします。（午前11時）

議長　再開いたします。（午前11時10分）

19番　督促手数料について、先き水道課長の説明では6,300件ですが、全部督促状を発送する予想になりますが。

財務課長　月5%を見込んでいる1ヶ年。

第47回定例会

NO,31

助役	これは自治大と水道協会が主催しますところの全国的な研修がございますのでそこに派遣しようと云う考えでございます。
19番	水道関係も含まれる訳ですか。
助役	別料がございます。
19番	外に(　　).
助役	一応人まではまだ選定に入っておりませんが、何故かと申しますと、まだ機構の人員が確定しておりませんので、人の配置が確定しておりませんが、クラスとしましては係長級をと云う考えであります。
19番	一般質問の中で私が指摘しました滞納の問題これは手がけられていますか。
水道課長	全部手がけて通知も出して既に事件は終了済であります。まだ金銭の全部の数字は出してありませんが、既に2件は入っております。
20番	未収金に関連して質問致します。1968年度に繰越す水道料金滞納即ち未収金が4,811ドルの予定であるが、今度の水道課の公金の使い込みに関連があるか。
水道課長	未収金の項目の水道料金とか何とか38,812

水道課長	ドル計上されておりますが、この中にはお恥かしい話ですが、前の不祥事件がまだからみついている訳であります。私が入ってからまだ20日も満ちません。しかしそれから全般的に全力を挙げて整理に当っている訳でありますが、1966年9月分から1967年3月分までの中に件数にして75件、金額にして347ドル32セントが領収済の形で領収証発行されておりますが、帳簿上ではつまり水道課への納入はなされてない訳であります。だからこれも未収金の33,817ドルに入っている訳でありますが、実際に幾らあるかと云えばまだ発見の段階中でありまして、幾らと云う事は解りません。それでこの件に関しましては、証拠固めとして領収書を取り替えて新しく再発行の形で領収を発行し、あの人が既に持っている宙に飛んでいる領収書を収納致しまして後に備えようと思っております。これは進行中でありまして幾らあるかをお聞きになりましても一寸御返事にははっきりできない訳であります。
20番	市長にお尋ねします。水道課の汚職事件の水道料金、臨時給水料金、水道保証金に関係する処理は現在如何なる方法でなされていますか。又何年何月までに使い込みに関する分をはっきりさせ業務処理を名実俱に正常な運営に当る事ができますかお答え願います。
市長	これはずうと継続的にやっておりますが、でき得れば今月末までに云うような事で考えておりま

市長	しだけれども全部はできませんので9月までに充分やると云う事で計画的に進めております。
20番	水道課長、今市長の答弁通り9月までには今までの使い込み全部清算してはっきりさせると云っておられますが。
水道課長	今の市長の御答弁は私が与えたものであります。絶対やるつもりであります。
20番	約束できますね。
水道課長	はい。
3番	今の水道課長の発言はその限りにおいて見上げたものであります。上司もその部分だけは真似て下さい。先程の説明の中で未収金として7月1日現在の未収金計上額11,611ドル、その中に営業給水利益の属するものが34,811ドルと云う説明でありますが、今先の説明では使い込み分もそれに含まれていると云う話しであります。使い込み分は幾らとして想定しましたか。34,811ドルが営業収益の一部分です。7月1日現在で。
水道課長	この件に関しましては、予算計上しましたのが、10日その後から出た分が。
3番	10日と云うのは何月の10日ですか。

水道課長	今月の10日であります。
3番	今月の10日予算書は議長のところに何時届けたですか。
水道課長	10日 そのためにこれが出たのがつい最近から出る最車中でありまして。
3番	それはいいです。今あくまで予算に計上された数字。それに関連しての説明ですから34,811ドルの営業関係未収金にどの位いの使い込みの関係未収金として計上されたか。今先の説明では、その営業関係未収金に含まれていると云う説明でありました。そこで包含されているとすれば幾らの金額を想定されたか。
財務係長	この件について全然予想額はあれしてありません。全部一応5月末日の帳簿残高を押さえてあります。
3	そうしますと5月末日現在の給水関係の未収金。この実績に立って30日までの1ケ月の予想を加えたものですね。それには今先の課長の未収金は含まれてないですね。先の説明では含まれている。
財務係長	だからこれは一応現在の帳簿の未収金は一応取ってはあっても未だ。
3番	その中には含まれていると予想される。解りまし

3番	た。次いでに、67年7月1日現在の予想によるところの貸借対照表これの負債の部に流動負債の中に預り金18,000ドルがあります。何ですか。
財務係長	これは給水保証金です。
3番	資産の部に110ドルの保証金があります。これは何ですか。
財務係長	これはポンプ設置のため松岡配電に対する保証金であります。支払った保証金電気工事の保証金。
3番	払った分ですか。水道関係の保証金は110ドルだけですか。
財務係長	そうです。
3番	はい、解りました。
10番	水道課長にお願いします。68年度の受水量と給水量に計算面からみた場合、相当の差がありますが、この算定について。
水道課長	この水の差につきましては、大体35%。この35%と云いますと、現在の平均漏水と云いますかこれを勘案に入れて計上してあります。しかし実際的にはもっと下げ得るんじゃないかと、

水道課長	そしてメーターの鈍化によって、メーター取替によってこの数字は向上させる可く今つとめている訳であります。
10番	この35%と云うのはどう云う訳ですか。
水道課長	確かに疑問お持ちの事と思いますが、実際的に今までの平均としてはこれだけ出ておりますもので一応計上してありますが、この原因を究明して準備は進めている訳であります。メーターの取り替え、不時の漏水、パイプ破損を極力止めてこの数字を絶対引締めようとして今努力している訳であります。
10番	水道課として前いつかの議会でも漏水係4名を採用して最小限の何をやると云う事で増員したと思うんだけれども、この数字を出した事は疑問に思っておりますが、今後当局は最小限にこのロスをしてもらいたい。
水道課長	この件に関しまして、御指摘にあるまでもなく絶対やらなければならないと準備中であります。
14番	当局は去った水道課の汚職を契機として内部の機構の整備をしておりますけれども水道課のその例外ではないと思いますが、整備の対象になりますか。

市長	当然であります。7月1日を期して公営企業に移りますのでその時に全部人事の発令を致しまして、整備をするように計画を進めております。
14番	内部の機構の整備とは事務面、管理面の合理化、簡素化だと思いますが、それでは当然今度の予算書にその結果が現われてこなければならないと思いますが、今度の予算書を見ますと、一つの課、水道課内で、一課内で用途を同じくするお金が数ケ所に計上されております。益々複雑さしている訳でありますけれども、例えば時間外勤務手当、車両保険料、車両修理費、同じ用途をあっちこっちに計上されておりますけれどもそれは合理化、簡素化とは関係ないと思います。
市長	これは係から説明させますが、今計画としましては水道部になりますので、水道部長、それに3課を予定して今度の予算にちゃんと計上されておりますので係の方から説明させます。
14番	只今私が市長にお尋ねしました事は67年度に関連して答弁を願います。
財務係長	これに関しましては、実際ならば総係或いは一つの目節にもとめてやるのが合理化と云う事になるかもしれませんが、これは一応予算形式としまして、地方課、政府の関係当局からの指示

財務係長　もございまして、一応そう云う目的別に或いはそう云う性質別に経費をあれしてそれに給配水の維持修繕それに要する経費又業務とか総係とかに区別して計上するのが好ましいと云うふうな指示がございましてそれに基いて分けた次第でございます。

14番　用途別に計上した方がいいと云う指示がおありだったんですね。そうしますとその指示と今の予算の目節はそれにかなっておりますか。

財務係長　そのつもりで計上してあります。

14番　用途別に計上した方がいいと云う指示でしょう。

財務係長　そうです。

14番　ではあっちこっちで計上される同じ用途の。

財務係長　例えば給料の場合ですね。給配水総係或いは業務と云うふうに分けてありますが、給水関係、配水関係の維持修繕費として職員もそこに配置替してある訳です。11名を給配水関係の維持修繕係としてやっていますし、又業務関係は検針調定、そう云う業務関係職員の給料として、又総係については、総体的な経費として部長とか、庶務関係の職員と、

財務係長	又車においては、そう云うふうな業務と維持修繕と云うふうな配置をしまして、それに伴う経費を計上してあります。
助役	補足説明致します。この公営企業と云う公営企業に移すと云う事はいわゆる経費を如何にして軽減してそしてその節減できる経費を料金を安くし、そして市民に還元するかと云う厳密なるこの経営を把握するための方式を取り入れたのが企業会計でありまして、そのためには各経費を充分分析する事によってこの経費から幾らの経費が無駄になっているかそう云うものを確実に計算すると云うのが、いわゆる企業のあり方であります。そのために配水にはどの位いの経費がかかっておるか、給水にはどの位いの経費がかかっておるかと、そしてそこに無駄がないかと云うものを見るための会計法規であります。その為にいわゆる利益をあくまでも追求と云ったら語弊がありますが、いわゆる経費を安くして利益を多くするような経営方式を採るために無駄な経費を削り減し、そして今後の経営の指針に当てると云う趣旨のためにそう云うような分析方法になっておりまして、これは規則にそう云うふうになっておる訳であります。
11番	只今の助役の御説明と関連しまして この予算に現れておりますところの営業収益に対して人件費の割合1点、それから2点目に公営

11番	企業法の第37条で云うところの民間企業との給与の方で、それから3点業務費の中の手数料5,880ドル、料金徴収委任手数料、これについての算定基礎、それから4点減価償却費の中の耐用年数とそれから償却の方法、あと1点純利益の2万ドル余り公営企業法で云うところの純利益の相当妥当な利益、これについて説明願います。
議長	暫く休憩致します。(午前11時33分)
議長	再開致します。(午前11時34分)
助役	第1点の御質問、営業収益に占めると人件費との比較の割合でありますが、比較した場合に営業収益に対しまして人件費が20%を占めております。それから給与の問題についての民間給与その他との均衡比較がどうなっているかとの御質問でございますが、これに対しましては、今回の議会に提案致しましたように給与につきましては一般事務部局の職員に対する給与を準用すると云うような考え方でございまして民間給与等についての実際の比較検討はしておりません。一般事務部局に準ずるような方針をとっております。3番の委託手数料の問題は先課長からも説明がありましたがこの額については今検討中でございますが、最初は一率に1件幾らというふうな案をもっていた訳でありますが、そうなりますともしこの徴収率が

助役	悪くなる場合にどうするかと云う問題が非常に問題にしまして、一応その受託者が意欲をもって徴収すると云う事を促すために意欲的にさせるためにも大体の構想としましては60%までは幾らとしまして、それから10%、15%上がる毎に1件単価を上げていきまして成可く全額徴収の方法にもっていこうと大体そういう方向で計算でありまして近い内に皆様方にも資料としてお配りしたいと云う考えであります。
11番	基準は設定されていますか。
助役	契約案は規則は大体案はつくってありますが、この委託料の単価だけが引っかかっております。今会期中に料金の委託料の金額を別にしましても資料としてお上げしたいと思っております。その外の事は係の方から。
11番	一寸お待ち下さい。関連しますので、この企業法で云うところの37条ではこれは一つの企業でありますので、そう云う企業である立ち場から私は民間企業の方を充分考慮してこの給与の基準並びに支給は考慮すべきだと云うふうに解釈する訳でありますが、全然比較検討もしなかったし、考慮にしてないんだと云う事に対して私は不満を持つ訳でありますが、然らば予算に計上してあるところのこの給与額と云うのは民間企業に比較してどう云う状態になっているか、そのへんは。

助役	この点は政府の人事委員会がよくそう云う詳しい資料をよく研究していると思いますが、新聞発表の面から我々が考えますと政府公務員が民間、その対象の企業がはっきりしたことは解りませんがまだ民間の類似、民間と比較した場合に安いから公務員の給料を引き上げるんだと新聞は発表になっておりますが、この面は市自体の問題としてはこう云う面も検討すべきだとは思っておりますが、現在のところそこまで充分研究致しておりませんので今後の課題として研究していきたいと思っておりますが差あたり同じ役所の職員でありますので、一般事務部局の職員を基準に致した訳でありますが。
11番	この件につきましては、本土あたりから持ってきた資料がたくさんございます。本土の市町村ではそれに類するところの公営企業をたくさんやっておりますのでそれらの職員の給与の支給の仕方とそれから一般事務局職員の支給の仕方とは一寸趣を異にしておりますので皆様が考えているような何でもかんでも一般事務部局の職員に似せればいいんだと云う考え方じゃなくして先程助役が答弁しておりましたところの企業の、企業と云うものはどう云うものであるかを充分認識してもらって、そしてそう云った面も経費の節減並びに合理化と云った面から別の角度から考えていくべきだと考えております。

助役	これは指摘されておられるように今度の場合は全然公務員としての身分が変っておりまして、そしてそれに対する人件費についてのいわゆる団体交渉については、自から角度が違ってくると思います。税金によってまかなわれる一般事務部局の職員は才入才出と云うような予算上のものが、大きくその算定の基準になってくると思いますけれども公営企業法によるところの職員に対しましては、企業収益と云うものが大きく人件費を定めるための基準になって参りますので、自ら目標を置くところの基準が異なって来ます。その面については現在沖縄にはそう云う法律はございませんが将来もそう云う事は当然予想していかなければいかん問題だと思いますが、現行において法律がございませんので、一般事務局を対象にと云う考えであります。
市長	これは市のやる公営企業でございまして、今後の水道の問題、今までの問題もありますし、又この前給与の条例で決定されておりますが、今後はそう云う事も考えるべきじゃないかと思いますが、現予算は前に議決して戴きました給与の方で予算は組んであります。
財務係長	先程の減価償却費の算出方法についてお答えします。この算出方法につきましては構築物7,000ドル、機械及び装置の減価償却費として3,400ドル、車両運搬の減価償

財務係長　却費として1,200ドル、器具及び部品の減価償却として400ドル計12,000ドルを計上してございますが、この場合は67年度の予定の減価償却費10,572ドルを基準としてその施設の伸びとか器具備品の購入とか云うものを勘案して概算12,000ドルを計上してあります。その耐用年数につきましては、市町村公営企業法の施行規則にもありますように給水施設につきましては25年、配水設備につきましては38年、それからメーター量水器そう云うものにつきましてはそう云うふうな減価償却の耐用年数についての規定がございますので、今まで我々がやっていたものはコザ本土のあれを習いましてこれに準じて今までつくっていましたけれども多少耐用年数の定め方とかそう云うものに規則と抵触するのがございますので、67年度からは規則に則ってこの基準に従って耐用年数を設置して減価償却の算出をしたいと思っております。

11番　その償却の方法はどうですか。

財務係長　定額法であります。

11番　そうしますと、償却の時点は何時に押さえてありますか。

財務係長　これは政府からの指導もございまして、本市の場合は61年度から水道事業、60年度から発

財務係長　足致しまして、そう云う施設の5ケ年と云う経過がありますが、そう云うものを一応勘案して、そのまま引き続き例えば38ケ年の場合は今までの経過年数の5年を引いて後33ケ年ですかそれに対して新しい案を掛けていって出すようにそういうふうな指示もございましたので、そう云うふうにやっていきたいと思っております。それから5番の純利益が多すぎると云う見方も如何かと思いますがこれにつきましては、私が申し上げていいかどうかですが、まあ建設途上の水道事業でありますので、これからどんどん施設も伸ばしていかなくてはいけないし、企業債の償還と云う事もございますのでそう云う面で多少純利益が見込んでいる訳でございます。

11番　私が聞いているのはこう云う公営企業、特にこの水道事業、独占事業であります。利潤を追求しようと思えば幾らでも追求できる訳です。しかしそこには限界と云うのがあるはずであります。そのへんの妥当な純利益と云うのはどの位いであるか、と云う事はこれによって今後の水道料金の色んな値下げの問題とかその他の合理化と云う面が出てくるんじゃないかと思います。

財務係長　沖縄の場合にはそう云う公営企業に対してどれ位いが純利益であるか出てないと思われますが、本土の場合はそう云うふうな公営企業についてのせんこう投資とか又建設利息

財務係長	とかそう云うものも加算して或る程度せんこう投資をやらなくちゃいけない立ち場でありますのでそう云う積算によって料金の設定とかそう云うものをやっているようでございますが、近い中に日本水道協会の方でそう云う水道料金の減価計算の仕方とかそう云うふうなあれが決定されると云うふうに聞いていますが、そう云うものも勘案して今後適正の料金を、又利潤の追求についておさえていきたいと思っております。
11番	先程の助役の答弁の中で人件費の占める割合が20%と云う事でございましたが、額にして幾らですか。
財務係長	予算書の一番最後の方に、給与費明細書と云うふうにやちゃんと内訳を出してございますけれども営業費用の中の37名の職員手当を含めて53,476ドルこの市負担金と云いますものは、法定福利費の医療保険とかそう云うものでございます。
11番	この損益計算書の中四を見た場合に売上利益が約60%となっておりますが、先程の純利益でありますが、営利事業、営利を目的とするところの一般企業よりもこの位い従来貸借対照表並びに各会社関係のあれをみている訳でありますが、こんなに利潤が上がると云うのは滅多に出ておりませんがこれからすると、公営企業法の趣旨にもとる感もする訳であります。そう云った

11番	事でありますが、しかし今ら建設途上にあるんだと云ったような事で或る程度我慢しまして、そしてもう少し還元策を考えるべく努力をして戴きたいというふうに考える訳であります。
市長	お説の通りでありますが、この20,000ドルと云うのは妥当な線だとみております。そして今までの水道事業が実際にまだ全市にわたっておりませんので今度5号線嘉数地区或いは又補修の箇所がたくさんございますし、それから庁舎の問題等がありまして、直ぐいきなり水道料金を下げると云う事は一寸考えておりません。今から相当の施設費が相当入って参りますので、そう云ったものによって還元していくより外にないと考えております。将来はそれは勿論料金の値下げと云う事は考えられますけれども近いこの一年の間には一寸難しいんじゃないかと。
11番	市長の説明でのっぴきならないんじゃないかと考えておりますが、水道企業の建設或いはその他の事業場の計画と云うのはそれは恐らくここ当分は施設の改良その他があるかと思っておりますが、これは必ずしも本市だけの問題じゃなくして同じ料金で購入している他市町村何にも料金は値下げすべきだと考えております。必ずしも色々と建設改良事業が逐次あるからここ当分はできないんだと云ったような考え方は一応改めてもらって他市町村並の還元策は充分検討してやるべきじゃないかと考えてい

11番	ます。と云う事は外の市町村においても恐らく本市同様な状態じゃないかと思っております。那覇においてもコザにおいてもしかり、浦添においてもしかりであります。今から建設をするんだと云う他市町村も同じような立ち場にある本市においては、同じように還元も考えるべきであって、ここ当分は望めないんだと云ったような悲観的な考え方は止してもらってその面も並行して、私は考えてこの水道事業の運営に当ってもらいたいと思っております。
3番	今先の水道課の中の減価償却費に関連して一言お尋ねします。財務係長の説明によると61年と云う話しがありましたが、次期会計年度を期間とする予定損益計算書に12,000ドル組まれていると云う減価償却費はその減価償却費の対象になるのは一率に全部61年度を耐用年数開始年数開始時点としてあるんですか、一率に。
財務係長	これは率にあれじゃございませんが、66年度の、67年度の減価償却を見込みまして68年度の減価償却費を計上した訳でございますが。
3番	例えば勿論車両とかその他の(　　)は購入時点を計算起点にしますね、それは常識的でいいんですが、構築物にたとえて見ました場合には水道事業開始の61年に構築なされたものと、62年、63年、年次的になされたものと、

3番	それは構築なされた年次に従って耐用年数は計算されてありますか。それじゃ61年度を計算起点としてあると云うのはそうじゃない訳ですね。そうだったら大変な事です。
財務係長	それはあくまでも総額の予想でありまして、計算の基礎は。
3番	12,000ドルの内訳は各減価償却の対象。個々の計算やる場合には個々の物件に従って算定する訳ですね。
財務係長	そうです。
3番	はい、解りました。
2番	1款2目給配水費の昇圧ポンプ6基の10月の説明を願いたい。
工務係長	これは水道公社の5号線工事に伴う現在設置されている昇圧ポンプがこの工事完成後水道公社の本管から連結されると云う予定で(これ)を計上してあります。
2番	メーターの修理費が1,000ドルですが、今保管メーターは幾ら位い持っていますか。
工務係長	逐次これは現在保管メーターは2,000個位いございますが。

Z番	それで1,000ドルの修理費で間に合うかどうか或いは現在手持ちのメーターを取り替える。
工務係長	400個です。
Z番	1,000ドルの修理費でですか。
工務係長	これはあくまでも計画でございますので、できるだけは、より以上にやりたい訳ですけれど。
Z番	今現在保管メーターについてこれは笑い事じゃないんだが、或る特定の方が来て、どうにかしてメーターあげる方法はないかと、このあげる方法を教えてくれとか、保管メーターが如何に多いかと云う事が解るんですよ。それも大きな漏水の一つになっていると思うんだが、これを早く改良修理してもらわんと漏水期が多くなる、重なると云う結果になりますよ。漏水の面でお尋ねしますので、漏水対策において、漏水と今工事があっちこっちやられていますが、漏水が通知があった場合に工事の現場にいっておらないと、課長としてはどれを優先しますか。漏水をさせた方がいいか、工事を止めて漏水を早く止めようと云うのが早急であるか。
水道課長	今の御質問の件ですが、あくまでもその時と場合によりまして、例えば急激に海になる程はち切れたところ工事が先になるからと放っておくと云う事も云えないはずです。それからちょびりちょび

水道課長	り出たら、もう工事も絶対これだと云う事も云えない訳でありますが、実際上としましては、そこに関連するバルブを先ず止めて、それから時と場合によって処理しようと思っております。
乙番	処置の方をやってやると云う訳ですか。私は昨日或る修理の箇所が道に出ているものだからその隣りの人を呼んで何時からかと、1週間もなるんだと、それで連絡はどうした。土曜日にやりました。工事でできませんと、月曜日2回、3回とやったんだが、未だやってないと。　次は事業収益の中の材料売却代金として5,220ドル組まれていますが、この点についてお伺いしますが、これは才出の1款1項8目の材料売却原価と云うのが落としてあるんですが、これと関連するんでしょうな、修理の場合、この売却代金と、それから(　　)、1ドル80セントの売却原価になっておりますが、これはどう云うあれですか。売却する場合にはスクラップ値と思うんですがそれだけ高く売れるかどうか。
工務係長	これは今後の給水方法と致しまして、これだけ需要者負担部の計上してあります水栓からすべて需要者の負担と云う意味でこれだけ計上してある訳であります。
乙番	需要者の負担と云う訳で原価で売ろうと云う訳ですね。これは廃品を売却する意味ではないですね。

工務係長　そうです。

11番　課長にお伺いします。企業の合理化と云う事は最初の目的は料金の値下げであります。先程の御説明の中で35%位いの漏水を何とかなくすために努力なされると大変その意気で進めてもらいたいと思いますが、仮りに10%防止できた場合に給水収益において大体20,000ドルの収益が増になるのではないかと思いますが、10%なくす事によってその収益でもって還元すると云う事であるならば恐らく今の栓数平均して20セントから30セント位いの値下げも可能であります。これについては直ぐと云ったような要求はしませんが、課長が考えておられるようなこの漏水を最少限度になくしていくと云うような事で今年度において大体どの程度までの目標で努力なされるか、特に管理長と云ったような責任者になりますので、一つの施策として目標がとられるんではないかと思いますので、その点伺いたい。

水道課長　只今の質問についてでありますが、この予算に計上されております通り我々の見込の現時点を押して1ケ年を推定したあれは35%に漏水みたいな格好で計上されておりますが、水道事業の平均の場合には完全に100%売っているところはないようであります。平均としまして、20%から25%、20%あれば最高25%であればまあまあと云うところと聞いております。それにつきまして本市の水道の場合には完全に初めから恒

水道課長　久施設を敷いたんじゃなくて中には臨時に施設したもの或いは簡易水道なんかも受入れてやった関係でこの最高の20%に近づけると云う事は不可能だとは思っておりますが、しかし目標としましては、あらゆるもの、このふかんち水の発見によってメーターの取替によってあれするとか、或いは漏水を極力修理を早目にやってからに止めると云う事で目標を25%から置いている訳でありますが、次年度末においてはどれだけに縮める事ができるかとおっしゃられた場合にはこの数字は今のところはっきりとは申し上げられません。何故かと申しますと、努力は絶対やる訳でありますが、果たして我々が予測し得ないような、出ないとも限りませんので、でも又目標は先ず25%位い持っていってそう云う計算でいけばお説の通り水は同量の水を売ったとしても買い上げのものから先ず10%の減になった場合には15,000ドル位いの収益増になる勘定であります。それを目指している積りであります。

議長　暫く休憩致します。（午后12時12分）

議長　再開致します。（午后12時14分）

議長　午前の日程はこれを以って終ります。尚午后は2時から再開致します。

議長　暫く休憩致します。（午后12時14分）

第47回定例会

NO 32

議　長～定足数に達しておりますので，只今より午後の会議を開きます．　（午後２時）

議　長～暫休憩いたします．（午後２時１分）

議　長～再開いたします．　（午後２時３分）

１　番～議会の議決がなければ，流用出来ない経費，その中の職員給与57,826ドルこの給与の外に何にか含まれておりますか．

財務係長～お答えいたします．この予算書の明細書の１番最後のページですね．
職員手当と給料の合計がございます．

１　番～事業収益の雑収益これの再開手数料1,8030ドルこの数字は，いかような計算でされたか．

財務係長～お答えいたします．これは１日３ドル平均の３６５日と云う計算をしております．開閉せんの中には，滞納徴去による場合と，それから，普通の外人の出入りの場合と，その場合には，１件につき0.50セント，滞納による場合には１ドルと，それを１日に３ドルを見込んで３６５日の計算でやつております．

１　番～１９６７年度の再開手数料の実績について予算を見ますと，10ドル×12＝２月分120ドルが計上されております．只今の説明によりますと，１日３ドルの１ケ月分６７年度の場合に，手数料が10ドル×12ケ月分とされております．この１日３ドルにしたことは．

水道課長～この再開手数料についてでございますが，今年度とはややおもむきを異にしまして，自発的に入れかえる場合

に，正規の手続を取つた人に対しては，50セントと，今度からなつております。そして，今度は自発的にではなくて，滞納なんかの場合に又再開をした場合，1ドルということで計算したもので，今度からは少し違つております。

1　番～この滞納分に対する取締り，これを強化することによつて，その数がふえるという予想のもとに何にされた訳ですか。

水道課長～滞納整理を強化した場合に，この再開手数料の場合に50セントに相当する場合には別に変らないと思いますがこの1ドルに相当する数字はいくらか，これよりは減るかも知れません。しかし，あくまでも現時点をやつた場合には，これだけ計上してありますが，実はもつと減らしたいと思つております。

1　番～私がそれを聞いておりますのは，67年度の予算の計上において，120ドル，それから次年度68年度が1,080ドルを大きな開きがあるのでそれをうかがつているのであります。

水道課長～これは，現時点の予想においてこうでありまして実際上は，この1ドルに相当するものは，皆無に等しくしたいと思います。

1　番～条例に従つて，滞納者を取締るということでありますが従来と変つた取締り，例えば滞納して，督促状を出したそれから，切るまでの間の告知の方法を説明願います。

水道課長～運営の方法になると思いますが，この催告の場合にはメーター検針の日から30日以内で収納しなければいかなくなつております。条例によりますと，その日から1

5日以内に水道課といたしましては，督促状を出さねば出来ない様に義務付けられております．督促状の日から15日が滞納の場合の支払いと決めてそのよく日からは条例によつては，給水停止とうたわれておりますが，現在のところは，はずかしい話しでございますが，事務のかけこみのためにその通りはやつておりません．これを条例通りにやるにはどうしても，1ケ月か2ケ月は要すと，今，全力を挙げておりますが，結局，メーター検針の日から2ケ月目には，給水停止出来る訳であります．あくまでも，今のところ実際にはやつてなくて，我々も計画を話し合つている段　階であります．停止する場合には，滞納金の徴収はまど口1本にしぼつて切る人は切る人と，つまり60日過ぎて61日目に給水停止に行つた場合に，これは払いますからと，これは絶体受付けさせない様に，完全に切つて来ると，その人がもう1辺そこで，継ぎたい場合には，1ドル再開手数料が支払わなければ，継がないという具合で，今までのふしよう事件にからんだ様なあれもふせげるんではないかと思つて，今努力中でございます．

1　委～この水道事業に関する，予算を取り扱う諸々の諸帳簿，規則でかかげられた帳簿もございます．
こういう面について，水道課長は忙しい，進軍ラツパをふうておりますけれども，その帳簿について，取りこんでおりますか，すなわち，誰が見ても1目りよう然した帳簿，それから，その帳簿に取り扱い者，責任の明確，こういう面についても準備なされておりますか．

水道課長～お答えいたします，準備中でありまして，今後要求がありましても，はつきりはできない．これは，いいつけてありますが，まだ正常にもどす所まではいつておりません．

１２番～条例で決つた日日，１日過ぎても，給水を停止するという様な御答弁でございますが，これはそういうふうにたさる積りですか．

水　道課長～お答えいたします．
水道事業を円かつにいかすために今水道課がやつているのは，むしろそばから見た場合には，たるんでいると思つております．絶体このとおりやつて行かなければ出来ないと思つております．直ぐ今日からということは出来ないと何故ならば，今までたるんできた仕事のもち越しがありますので，どうしても，１ケ月か，２ケ月位いでは正常にもどせるんではないかと思つておりますが，以後の話しでございます．何故かといいますと滞納整理の場合もまだ３月の分をうんととつくんでいる様な状態でありまして，直ぐ一辺にこれを帳簿上ぽんぽん押すとした場合には，かえつて混らんを来たすんではないかと思つて，これをもとしながら除々に８月項からは出来るんではないかと思つております．

１２番～８月項からは一定にそういうことが出来ると

水道課長～８月～９月までには出来るという下で今やつている訳でございますが，何故ならば，現在山積している滞納の何がありまして．

１２番～滞納の処理が一応終り次第ということですか．

水道課長～滞納といつても，水道の滞納の場合には，税金見たいに１ケ年に１回２回ということではなくして，毎月，毎月ろつかりすれば，１ケ月分の何にがたまつて行く訳けであります．それにおつくためには，今までのものは，余計な仕事見たいで，これは絶体かたずけなければいかないものでありますので，

１２番～課長の考え方からすると，８月項から条例通りなさるという確信がある訳ですか．

水道課長～確信というよりは，かならず出来るというまではお答えは出来るんではないかと思つて，多分出来ると思つております．おそくとも９月項までには，何故ならば現在の仕事が何時までと計算通りはいかない場合を予想してはつきりした確信は申し上げられません．
多分出来ると思います．

１２番～諸手当について，いろいろ手当がありますが，運転手手当，検針手当，出納手当，滞納整理手当，これについて説明を願います．

水道課長～お答えいたします．この手当の件で計上されておりますのは，現在条例をおしてあれから計上してあります．

１２番～宿日直手当ですね，時間外勤務と何にか関係がありますか．

工務係長～御説明申し上げます．もちろん多少は関係しておりますが，時間外勤務そのものはすべてが開閉せんに要するということではなくて，これは，現時点の不祥事件以来の諸帳簿の整理も含まれております．只，バルブ開閉のみの時間外手当だけではございません．
今までの諸帳簿の整理をやつて，滞納額もおさえ過年度の繰越額，あるいはその保証金に関する明確な数も，一応おさえると云う意味から相当な時間外も含まれております．

議　長～暫休憩いたします．　　午後２時２０分）

議　長～再開いたします．

１４番～検針人は，検針だけをやるために採用された訳ですか．内勤もやりますか．

工務係長～内勤もやります．144ドル計上されているのは４名で１人当り月額３ドル．

１４番～これを支給する根きよは．

工務係長～今までの条例にそくして，特殊勤務手当の方法としてあげております．

１４番～来月から施行されます．特殊勤務手当支給表がありますけれども，これに該当する項目はない訳ですか．（別表３）

財務係長～お答えいたします．これは給与に関する条例が別になりますので，新年度からは，そういう手当については，管理規程の方で定める様になつておりますけれども，現行の条例では，そういう様な検針手当，現金取扱手当，という規程がございますので，それをそのまま規程化して行く考えでございます．

１４番～これから規程を制定して，支給するという訳ですか．

財務係長～はい，そうです．条例事項ではございませんので，管理者の権限に基づいてやりますので．

１４番～規程で，特殊勤務手当を支給することが出来ますか，条例ではなくして，給与に関することは条例で定める様になつておりますが，規程で可能かどうか．

議　長～暫休憩いたします．（午後２時３０分）

議　長～再開いたします．（午後２時３１分）

財務係長～只今の御質問についてでございますが，公営企業法の37条に基づきまして，今議会におきまして，水道部企業職員の給与の種類及び基準を定める条例を提案してございます．その中の委任規程として，そういう様な手当とかについては，別に定めるというふうに委任規程を設けております．従来通り定めるつもりであります．

14番～従来通りですね．これは，宮野市市職員の給与に準じてやる訳ですね．

財務係長～はい，そうです．

14番～そうしますと，滞納整理手当120ドル1人当5ドル条例に準じてやる場合には，第1種に該当すると思いますがその場合は徴税事務を職務とする職員に限られておりますが，

財務係長～この場合準じてですね，宮野市市の給与条例に準じてその規程を作る訳ですからこれにていし上るすると云うことじゃないかと思います．

14番～この計上したのは，結局は準じて作れないという様なことになるが，滞納整理は日額30セント以内にしか，支出は出来ないと思いますが，そうなるんじゃありませんか．

議　長～暫休憩いたします．　（午後2時33分）

議　長～再開いたします．　（午後2時38分）

16番～先程から課長の説明を聞いておりますと私までむねがづきづきして気持が何んです．しかし，滞納もじシじシやるんだということとでけあるんだけれども，事実はうらはらにむしろ滞納をする様にうながしている事実があるが

そこら辺課長は分つておりますか．これは，米人関係住宅でありますが，あなたその，いわゆる告知書が参ります．この告知書は只おりこんだだけで，何時までに支払いなさいとは，書いてありません．ということは何払つてもいいということでございます．
むしろ，滞納を促進させる様な結果にしかなつてないと私は思つておりますが，どう思いますか．
通常ならば，何月何日までに払いなさいということがあると思いますが．

水道課長～お答えいたします．何回もビル発送の場合見ている積でございましたが，この日付というものは，どうも今おつしやる様なことかどうかは私はまだ分りませんので，もし，そういう点があつた場合には，これは納付の期限が１番大切だと思いますので，こういうことがないようにやります．
現在ビルは見ている訳でございますがこれに注意したら，おぼえておりますが，これは，まだ，全然あるかどうか分りません．

１６番～そこが管理者としての部課職員，係職員に充分いいつけることですね．そこら辺は，元気のあつた所はそういつた所までやつて下さい．

８　番～４条の方の企業債の個所それから，５条の一時借入は何ケ月か，それと６条の流用出来るもの，これは，普通予算では，款項は出来ないが，企業法では，項まで出来るかどうか．

財務係長～お答えいたします．
第４条の予算の起債については，我如古，志真志増城を真志喜地区の建設工事並びに改良工事の充当資金でござ

います．それから第５条の一時借入金，これは最高限度額でございまして，与算計上の利息の計算では10,000ドルの１ケ年分とし計上してあります．最高額でございます．それから６条の流用出来る金額の件ですが，これは，一般会計※予算の場合は，項間の流用は出来ない様になつておりますけれども，公営企業法では，収益を上げるためには，あえてそういうことは，よく制する必要はないということでございまして，※営用費用と営用外費用事業費と建設改良費とは出来ませんけれども，費用とこれとは出来るというふうになつております．

２０番～財務係長におたずねいたします．
事業費用の中の法定福利費3,494ドルとあります．がこれは，水道事業会計の収益的収入支出に計上されておりますか．

財務係長～計上されております．これは営業費用の中の総係の法定福利費の中に計上されております．

２０番～保険費はどうなつておりますか．

財務係長～これは市の負担金でございます．これは社会保険料として市が負担すべき金額でございます．

４　番～指定店認可手数料150ドル，これは全指定店の合計の金額ですか．御説明願います．

工務係長～そうでございます．今度の条例で制定いたしまして，指定店を認可する場合は，認可手数料として，１件につき１０ドルの手数料を計上してあります．
現代は１４社でございます．これは今１５社に確定するという意味でまございませんが大体それ位を予想して計上してございます．

4　番～その他の営業収益6,660.ドルこれは指定店からの収益になる訳ですか。

工務係長～そうではございません。これは，あくまでも水道使用者からの収益でございます。

議　長～暫休憩いたします。　（午後２時４９分）

議　長～再開いたします。　（午後２時５３分）

議　長～本日の日程は全部終了いたしましたので，これをもちまつて本日の会議を終ることにいたします。
尚，明日は午前１０時より会議を開きます。

議　長～散会　（午後２時５４分）